

議案第24号

南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

○ 令和2年3月6日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

民生部内の組織見直しによる所管変更及び所要の整備をすることから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

南風原町予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成20年南風原町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「南部福祉保健所」を「沖縄県南部保健所」に改める。

第12条中「保健福祉課」を「国保年金課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。